

防災教育に関する取り組みについて

平成30年7月3日
湯沢河川国道事務所

防災教育に関する取組の趣旨(これまでの動き)

全国の水防災に関する動き



関東・東北豪雨の発生(平成27年9月)

- ・鬼怒川の堤防決壊(茨城県)
- ・渋井川の堤防決壊、吉田川の堤防越水(宮城県)



水防災意識社会再構築ビジョンの策定(平成27年12月)

※国土交通省



台風10号等の襲来(平成28年8月)

- ・北海道、東北の中小河川等で氾濫発生、逃げ遅れによる多数の死者



「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」
答申(平成29年1月)

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成29年6月)

※国土交通省

- ・水防法に基づく協議会の設置
- ・水害対応タイムライン(防災行動計画)の作成促進
- ・要配慮者利用施設における避難体制構築への支援
- ・水害危険性の周知促進
- ・**防災教育の促進**
 - 指導計画の作成支援に着手
 - 平成29年度に支援を実施する学校を決定
 - 平成30年度末までに指導計画を協議会に関連する市町村の全ての学校に共有(情報提供)

防災教育と雄物川減災対策協議会に関する動き

防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について(通知)【平成27年11月】

※文部科学省、国土交通省

- ・教育委員会、学校等と連携して防災教育を充実



第1回 雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会(平成28年5月)

第2回 雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会(平成28年8月)

- ・「雄物川の減災に係る取組方針」の策定
- ・**教育機関等と連携した防災教育の実施**(取組方針の1つ)



第3回 雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会(平成29年5月)

- ・要配慮者施設の避難に関する取組を追加



平成29年7月洪水、8月洪水

- ・雄物川が氾濫、多くの家屋浸水等の被害が発生



防災・河川環境教育の充実に向けた今後の進め方について(通知)【平成29年11月】

※文部科学省、国土交通省

- ・減災対策協議会において防災教育の充実に向けた支援を検討し、**教育委員会、学校等と連携して防災教育を充実**

防災教育に関する取り組みスケジュール

■防災教育に関する支援の取り組み 〈スケジュールについて〉

項目	実施内容	平成28年度	平成29年度												平成30年度					平成31年度	平成32年度							
		4月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～3月	4月～3月
減災対策協議会の取組	協議会の開催	5/31 第1回協議会 8/9 第2回協議会 (取組方針策定)	5/10 第3回協議会 (取組方針第1回改定)			7月・8月洪水							1/19 第4回協議会 (取組方針第2回改定)		5月洪水	5/30 第5回協議会【臨時】 (H30.5.18-19出水概要等)												
	タイムライン検証 アンケート調査																											
	ロールプレイング型 洪水対応演習																											
	教育機関と連携した 防災教育																											
防災教育資料の試行・活用・見直し	防災教育資料(案)作成																											
	秋田大学等での試行 (教育文化学部)																											
	小学校の選定(各市町村 へ依頼)																											
	小学校での試行(1市町 村あたり1校:合計8校)																											
	資料の見直し																											
	協議会に係る市町村の全ての 小学校へ指導計画の共有・PR (H31教育課程編成時期に合わせて)																											
	協議会に係る市町村の全 ての小学校で活用																											
学習指導要領の改訂等																												

- 平成29年3月に改訂された学習指導要領の周知・共有を平成31年度までに行い、平成32年度以降は全面的に実施。
- 全面実施に向け、指導計画・教師用解説・板書計画等の防災教育資料を作成支援。
- 平成29年度に支援校を選定し、平成30年度は支援校において防災教育資料の試行を実施。
- 防災教育資料は試行・活用・見直しを行い、より実践的なものに改善していくことが必要。

防災教育に関する支援校の選定

■防災教育に関する支援の取り組み

- 防災教育に関する支援校として8校を選定。
- 今後、支援校において防災教育資料の試行・活用を行い、意見聴取を踏まえ適宜見直し改善を図る予定。

協議会 参加自治体	支援校名	支援校への概要説明
秋田市	大住小学校	平成30年5月9日
横手市	睦合小学校	平成30年6月14日
湯沢市	三関小学校	平成30年3月12日
大仙市	神岡小学校	平成30年3月13日
仙北市	西明寺小学校	平成30年6月20日
美郷町	仙南小学校	平成30年3月13日
羽後町	西馬音内小学校	平成30年7月6日(予定)
東成瀬村	東成瀬小学校	平成30年5月8日
支援校数		8

■防災教育に関する支援の取り組み

＜雄物川と水害を中心に、自然災害を題材とした防災教育に活用する資料作成の取り組み＞

対象：小学校第5学年

学習指導要領に基づく

資料作成構成

学習内容の概要

我が国の国土ではさまざまな自然災害が起こりやすく、自然災害の発生は、私たちの生活や産業に大きな影響を与える。その被害を防止するために、国や県などがさまざまな対策や事業を進めていることなどを、郷土秋田県を流れる雄物川や県内外の風水害を題材に調べ、私たちの生活や産業との関わりについて考える。また、自然災害が起こりやすい我が国では国民一人一人が防災意識を高め、避難して命を守ることが大切であることに気付くようにする。

- ① 指導計画
- ② 教師用解説
- ③ 板書計画
- ④ デジタルコンテンツ
(災害事例など)
- ⑤ 副読本 (冊子)

小単元の構成

【第1時】

日本の自然災害の概要（全体像）をつかむ。

- (ア) さまざまな自然災害の種類を知る
- (イ) 秋田県でも風水害がいつ起こってもおかしくないことを学ぶ
- (ウ) わが国で風水害の発生が多い理由を学ぶ
 - ✓ 気候的条件から風水害が多いこと
 - ✓ 地理的条件から風水害が多いこと
- (エ) 風水害が発生した場合に起こる被害を知る

【第2時】

公的機関が国土の保全に努めていることを捉えさせる

- (オ) 雄物川で起きた過去の風水害を知る
- (カ) 国や県で行われている治水対策を学ぶ
- (キ) 雄物川洪水ハザードマップの意味と見方を学ぶ
- (ク) 治水対策は万全ではなく、避難して命を守ることが大事であることを学ぶ
- (ケ) 風水害が発生した際に働く人々を知る

【第3時】

防災の観点からよりよい国民生活の実現を目指す態度を育む。

- (コ) 風水害に対する心がけを学ぶ
 - ✓ 普段からの心がけ
 - ✓ 緊急時の心がけ

・アクティブラーニング
・グループ単位



学習重要度から選択し、1時や2時構成も可能。デジタルコンテンツや副読本を合わせ3時構成以上も可能。

防災教育資料の作成

■防災教育に関する支援の取り組み

<防災教育資料のニーズに合わせた組合せ案>

基本構成は、3時構成であるが、以下のように資料を組合せて様々なニーズに対応可能。

2時の場合（学習重要度の高のみを選択）

【第1時】秋田県の災害特性を知り、治水対策が万全ではないので、避難することが大切であることを学ぶ。

- (イ) 秋田県でも風水害がいつ起こってもおかしくないことを学ぶ
- (オ) 雄物川で起きた過去の風水害を知る
- (キ) 雄物川洪水ハザードマップの意味と見方を学ぶ
- (ク) 治水対策は万全ではなく、避難して命を守ることが大事であることを学ぶ

【第2時】防災の観点からよりよい国民生活の実現を目指す態度を育む。

- (コ) 風水害に対する心がけを学ぶ
 - ✓ 普段からの心がけ
 - ✓ 緊急時の心がけ

・アクティブラーニング
・グループ単位

5時の場合（デジタルコンテンツや副読本を十分活用した場合）

【第1時】日本の自然災害の概要（全体像）をつかむ。

- (ア) さまざまな自然災害の種類を知る
- (イ) 秋田県でも風水害がいつ起こってもおかしくないことを学ぶ

【第2時】秋田県の特徴と風水害の発生要因を考える。

- (ウ) わが国で風水害の発生が多い理由を学ぶ
 - ✓ 気候的条件から風水害が多いこと
 - ✓ 地理的条件から風水害が多いこと
- (エ) 風水害が発生した場合に起こる被害を知る

【第3時】雄物川の洪水災害と様々な治水対策を知る。

- (オ) 雄物川で起きた過去の風水害を知る
- (カ) 国や県で行われている治水対策を学ぶ
- (キ) 雄物川洪水ハザードマップの意味と見方を学ぶ

・アクティブラーニング
・グループ単位

【第4時】公的機関が国土の保全に努めていること、自ら命を守ることを促えさせる

- (ク) 治水対策は万全ではなく、避難して命を守ることが大事であることを学ぶ
- (ケ) 風水害が発生した際に働く人々を知る

・副読本活用

【第5時】防災の観点からよりよい国民生活の実現を目指す態度を育む。

- (コ) 風水害に対する心がけを学ぶ
 - ✓ 普段からの心がけ
 - ✓ 緊急時の心がけ

・アクティブラーニング
・グループ単位

■防災教育資料の改善方法(PDCA)

- 資料などについて、たとえば教室でお使いいただいた結果の意見、要望などをください。資料やコンテンツの改善の参考にさせていただきます。
- ⇒記載する内容・データの質や量に関することはできるだけご要望にお答えします。
- ⇒進め方の選択肢、使い勝手に関しては、お使いいただく先生によって様々な工夫があると思いますので、望まれる資料形式や選択の幅などについても参考に教えてください。

【①資料の内容について】

(1)改善項目をご記入ください。(例:教える量・内容が多い、アクティブラーニングを増やす。など)

(2)個別資料(指導計画、板書計画など)についての改善・修正項目があれば、赤字訂正して、ご意見をいただければと思います。

【②資料の使いやすさについて】

本資料を使ってみて、このような使い方をした方がよい、こんな使い方をした、などのご意見・ご要望をご記入ください。(例えば、選択する部分を多くして欲しい。副読本を配付し、宿題とした。など)

參考資料

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会 再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村(109水系、730市町村)において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>



<洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

答申の概要～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

対策の基本方針

今回の一連の台風の被害の特徴や気候変動、人口減少等における社会情勢を踏まえ、財政的にも体制的にも厳しい中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

目標 『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

実施すべき対策

■関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的な推進

- 都道府県管理河川においても協議会の設置を促進
- 協議会による取組の継続・実効性が確保される仕組み構築

■水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

- 浸水想定区域を公表する水位周知河川の指定を促進
- 早期に体制が整備されるよう簡易水位計の開発・設置の促進
- 浸水実績等水害リスク情報として周知する仕組み構築
- 要配慮者利用施設において避難確保計画や避難訓練実施を徹底させるための仕組み構築 など

■河川管理施設の効果の確実な発現

- 操作不要な樋門等の導入を推進
- ICT等最新技術の活用による河川管理の高度化を推進 など

■関係機関と連携した適切な土地利用の促進

- 水害リスク情報の提供、災害危険区域指定事例の周知 など

■重点化・効率化による治水対策の促進

【人口・資産が点在する地域等における治水対策】

- 輪中堤などの局所的な対応による効率的な対策を推進
- 避難場所など関係者が一体となった取組による整備促進
- 浸水被害の拡大を抑制する自然地形等を保全する仕組み構築
- ため池などの貯留機能の保全などの流出抑制対策推進

【上下流バランスを考慮した本川上流や支川における治水対策】

- ダムなどの既存ストックを最大限活用した効率的な対策実施
- ダムの再開発等の工事を国等が代行する仕組み構築

【社会経済に大きな影響を与える施設の保全】

- 重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進 など

■災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

- 災害復旧申請作業など一連の災害復旧への支援について検討
- 大規模な災害復旧工事を国が代行する仕組み構築
- 発災前の警戒段階からの支援を検討
- 災害対応等に豊富な知見を有する行政経験者等を活用
- 建設業者がより円滑に水防活動を実施できる仕組み構築 など

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

～「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方(平成29年1月)」等を踏まえた緊急対策～

背景

- 平成27年9月関東・東北豪雨では、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水被害、住民の避難の遅れによる多数の孤立者が発生。(社会資本整備審議会「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」(答申),平成27年12月)
- 平成28年8月、相次いで発生した台風による豪雨により、北海道、東北地方では中小河川で氾濫被害が発生し、特に岩手県が管理する小本川では要配慮者利用施設において入所者が逃げ遅れて犠牲になるなど、痛ましい被害が発生。(社会資本整備審議会「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」(答申),平成29年1月)

「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画

両答申において実施すべき対策とされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について、実効性をもって着実に推進するため、概ね5年(平成33年度)で取り組むべき方向性、具体的な進め方や国土交通省の支援等について、国土交通省として32項目の緊急行動計画をとりまとめたもの。

(1) 水防法に基づく協議会の設置

- ・平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、全ての協議会において、概ね5年間の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・水害対応タイムラインの作成促進: 国管理河川においては、6月上旬までに作成が完了
都道府県管理河川においては、対象となる市町村を検討・調整し、平成33年度までに作成
- ・要配慮者利用施設における避難確保: 平成33年度までに対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 等 (他4項目)

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・浸水実績等の周知: 平成29年度中に、協議会において各構成員が既に保有する浸水実績等に関する情報を共有し、市町村において速やかに住民等に周知
- ・防災教育の促進: 平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手 等 (他2項目)

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型水位計: 国管理河川においては、平成29年度までに危機管理型水位計配置計画を作成し、順次整備を実施
都道府県管理河川においては、協議会の場等を活用して、危機管理型水位計配置計画を検討・調整し、順次整備を実施
- ・危機管理型ハード対策: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,800kmを整備 (他1項目)

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・水防災意識社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援: 防災・安全交付金による支援
- ・都道府県間の災害時及び災害復旧への支援: 平成30年度までに災害対応のノウハウを技術移転する人材育成プログラムを作成し研修・訓練等を実施 等 (他3項目)

(3) 的確な水防活動のための取組

① 水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検: 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者(建設者を含む)が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実: 水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等 (他2項目)

② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達: 各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実: 耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有

(4) 氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善: 平成32年度までに国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水計画を作成
- ・浸水被害軽減地区の指定: 浸水被害想定地区の指定にあたって、水防管理者の参考となる氾濫シミュレーション結果等を情報提供

(5) 河川管理施設の整備等に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の整備: 国管理河川においては、平成32年度までに対策延長約1,200kmにおいて実施
- ・ダム再生の推進: 「ダム再生ビジョン」を作成し、ダム再生の取組をより一層推進するための方策を実施 等 (他3項目)

その他、検討に一定の時間を要す以下の調査研究等の取組についても、着実に検討。

- ・洪水予測精度の向上や、降雨から流出までの時間が短い中小河川における水位予測技術の開発
- ・水害リスクを適切に評価するため、洪水氾濫による経済活動等への影響に関する調査研究

- ・流木による流下障害対策や土砂流出による河床変動を把握するための研究
- ・局所的な集中豪雨など、近年の降雨状況の変化などを適切に評価のうえ治水計画の見直しに関する検討 等

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(主な取組)

水防法に基づく協議会の設置

凡例 国管理河川 都道府県管理河川 国・都道府県管理河川共通

○平成30年出水期までに、国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年出水期までに、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく協議会を設置	平成30年出水期までに、既に設置されている協議会を、水防法に基づく協議会へ移行、又は新たに設置し、今後の取組内容を記載した「地域の取組方針」をとりまとめ	・毎年、協議会を通じて取組状況をフォローアップし、必要に応じて「地域の取組方針」の見直しを実施 ・協議会の取組内容等についてホームページ等で公表		



協議会の開催状況

<協議会での取組事項>

- ①現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- ②水害対応タイムラインの作成・改善
- ③住民等に対する洪水予報や浸水想定等の情報提供の方法の改善
- ④近隣市町村への避難体制の整備
- ⑤水防団間の応援・連絡体制の整備
- ⑥堤防上で水防活動のスペースを確保等するための調整 等

水害対応タイムラインの作成促進

- 平成29年6月上旬までに、国管理河川全ての沿川市町村において水害対応タイムラインの作成が完了(平成32年度までとしていた現在の作成目標を大幅に前倒し)
- 平成33年度までに、都道府県管理河川沿川の対象となる市町村において、水害対応タイムラインを作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月上旬までに国管理河川の全ての沿川市町村で避難勧告着目型の水害対応タイムラインを作成	毎年、出水期前に、関係機関と水害対応タイムラインの確認を行うとともに、洪水対応訓練等にも活用し、得られた課題を水害対応タイムラインに反映			協議会の場等を活用し、平成33年度までに水害対応タイムラインを作成

水害危険性の周知促進

- 協議会の場等を活用し、平成30年出水期までに、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施して、「地域の取組方針」をとりまとめ
- 平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
協議会の場等を活用し、今後5年間で指定予定の洪水予報河川、水位周知河川について検討・調整を実施。平成30年出水期までに「地域の取組方針」をとりまとめ				平成33年度までに、市町村の役場等の所在地に係る河川の内、現在未指定の約1,000河川において簡易な方法も活用して水害危険性を周知(既に水位周知河川等に指定されている約1,500河川とあわせ、約2,500河川で水害危険性を周知)

要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

- 平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施
- 平成29年度中に、モデル施設において避難確保計画を作成

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成29年6月までに ・要配慮者利用施設管理者向け計画作成手引きの充実 ・市町村等向け点検用マニュアル作成 ・要配慮者利用施設向け説明会の開催				平成33年度までに、対象となる全施設における避難確保計画の作成を進めるとともに、それに基づく避難訓練を実施 ・避難確保計画の作成状況、避難訓練の実施状況について、毎年市町村等を通じて確認し、協議会で進捗状況を共有

防災教育の促進

※緊急行動計画の主な取組の1つ

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
平成28年度より、28校において指導計画の作成支援を先行して実施	平成29年度中に、国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、平成30年度末までに、防災教育に関する指導計画を作成できるよう支援				引き続き、防災教育の実施を支援

■防災教育の取組について(通知文)

文部科学省⇒教育委員会、学校等

食第31号
年11月7日

各都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く各国公立大学法人担当課長
各国公立高等専門学校担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課長
殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三 谷 卓



(印影印刷)

国土交通省等と連携した防災教育の取組について(通知)

平素より当省の防災教育の取組について御理解、御協力をいただきありがとうございます。

文部科学省としては、従来より、自然災害から命を守るため、防災教育の手法の開発・普及を支援する事業を展開しているところですが、併せて、本年3月に閣議決定した第2次学校安全の推進に関する計画においては、「学校及び学校設置者は、地域の自然条件等に関して専門的知識を有し、活動を行っている関係機関・団体や民間事業者と連携して、効果的な取組を進めていくことが必要である」としているところです。

災害対応の実務を担う国土交通省では、本年6月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画」をとりまとめ、本年5月に改正された水防法に基づき創設され、地方整備局等から成る大規模氾濫減災協議会において、学校における防災教育の支援を一層強化することとしております。各学校において防災教育に取り組む際に、当該支援を活用することで、より円滑な防災教育の実施につながることを期待されます。

つきましては、全国の大規模氾濫減災協議会等から、協議会等への参画の要請や各学校等に対する支援の申出があった場合には、地域の実情や学校、教員の勤務の実態などを踏まえつつ、対応を検討するなど、防災教育の充実に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会防災教育主管課においては、域内の市区町村教育委員

会及び所管の学校(大学を除く。)に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対し、附属学校を置く各国公立大学法人担当課におかれては管下の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び当該会社が設置する学校に対しても周知していただくようお願いいたします。

なお、本件に関連して、国土交通省水管理・国土保全局防災課長等より各地方整備局企画部長、河川部長等に対し、別添(参考)のとおり通知していることを申し添えます。

国土交通省⇒整備局

国土防第173号
国水環第57号
平成29年11月7日

東北地方整備局 河川部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局

防災課長



河川環境課長



防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について

自然災害から命を守るためには、一人一人が災害時において適切な避難行動をとる能力を養う必要がある。幼少期からの防災教育を進めることは、自然災害に関する「心構え」と「知識」を備えた個人を育成することに効果的であり、これにより、子供から家庭、さらには地域へと防災知識等が浸透していくことが期待できる。

これまで、「防災・河川環境教育の充実に係る取組の強化について」(平成27年11月25日、国土防第162号・国水環第92号)などを通知し、各整備局等と教育委員会等が連携の上、防災教育が充実されるよう、取り組みを強化してきたところであるが、今般改正された水防法に基づき設置される大規模氾濫減災協議会においても防災教育の充実に向けた支援について検討し、教育委員会等と連携・協力して、学校における防災教育が充実されるよう取り組みを強化されたい。

なお、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画(平成29年6月20日、国土交通省)において、防災教育の促進に関する今後の進め方及び数値目標等が示されており、その達成に向けて教育委員会・学校等の意向や実情を十分に踏まえながら取組を推進されたい。

また、取り組みに際しては、「命を守る」という観点に留意し、災害の危険が迫っている段階において必要なのは、緊急的な避難行動であることについて正確な理解が進むよう工夫されたい。

なお、防災教育に関連して、文部科学省より各都道府県・指定都市教育委員会等に対し、別添(参考)のとおり通知していることを申し添える。

本通知については、都道府県及び政令指定都市へも参考に送付されたい。

■ 小学校学習指導要領 (H29.3告示)

第5学年 社会

2 内容

(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 自然災害は国土の自然条件などに関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、国土の自然災害の状況を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。

3 内容の取扱い

(5) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害などを取り上げること。

■防災教育に関する支援の取り組み <防災教育に参考となるホームページの紹介>


●～防災教育ポータル～

防災教育ポータル



学校で授業を行う先生方をはじめ、皆様に防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・コンテンツとして、国土交通省の最新の取組内容や、授業で使用できる教材例・防災教育の事例など、8機関75サイトを紹介しています。

掲載カテゴリ

<p> トピックス 最新の取組</p> <p> 教材 すぐに使える教材パッケージ</p> <p> 素材 伝わりやすい写真やイラスト等</p>	<p> 手引き これから防災教育を始める際の進め方</p> <p> 事例 学年別・分野別の防災教育の事例</p> <p> リンク</p>
--	--

災害時の危険な状況や気をつけるべきポイントをまとめた「カードゲーム」や「動画」もこのポータルに！！



▲防災カードゲーム
「このつきなにおきるかな？」



▲子ども向け動画
「洪水から身を守るには ～命を守るための3つのポイント～」

防災教育ポータル

URL: <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



 国土交通省 水管理・国土保全局 防災課 【お問い合わせ先】03-5253-8111(代表電話)

掲載されている情報・コンテンツの例

 **トピックス**

子ども向け動画
「洪水から身を守るには～命を守るための3つのポイント～」



防災教育に取り組む先生方に役立つ最新の取組を紹介しています。



防災カードゲーム「このつきなにおきるかな？」

 **教材**

フィクションドキュメンタリー「荒川氾濫」
(国土交通省)より



ダウンロードしてすぐに使えるスライドや解説書・副読本・動画などの教材を紹介しています。

【その他掲載サイト】
・親子で学ぶ水災害(国土交通省)
・「防災まちづくり・くにつくり」を考える(内閣官房) など

 **素材**

防災教育～国土の防災ライブラリ～
(国土交通省)より



指導計画・プリントなど、授業で使用する教材を作成する際に使用できる、防災に関する写真・イラスト等の素材を紹介しています。

【その他掲載サイト】
・自然災害の脅威(国土交通省)
・震災伝承館(国土交通省) など

 **手引き**

水防災教育実施マニュアル
(国土交通省)



防災教育を始める際に参考となる手引き・ガイドブックや指導計画の作成例などを紹介しています。

【その他掲載サイト】
・地域における防災教育の実践に関する手引き(内閣府)
・学校安全<刊行物>(文部科学省) など

 **事例**

小学校で行われた洪水避難訓練の例
(国土交通省)



どのような授業にするか、具体的な内容について参考になる、他校での授業事例等を紹介しています。

【その他掲載サイト】
・水防災意識社会再構築ビジョン(国土交通省)
・チャレンジ！防災48(総務省) など

■防災教育に関する支援の取り組み ＜防災教育に参考となるホームページの紹介＞

●～国土の防災ライブラリ～

<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/library/index.html>

国土交通省
防災教育 ～国土の防災ライブラリ～

株式会社タカトミーと協した防災教育支援

国土交通省 照明車の紹介と災害への備え (動画)
トミカやジオラマを用いた防災教育支援の紹介ページ

「命を守る」ための防災教育イラスト集

国土が抱える災害リスクを正しく理解し、みんなで身につけよう防災

「身につく防災」コンテンツ
各地の防災そなえ事例
リンク集

自然災害の脅威

国土交通省(法人番号2000012100001) [© アクセス情報:地図]
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 (代表電話) 03-5253-8111
● プラットフォームポリシー ● リンク・著作権・免責事項について ● 関連リンク集
● 国土交通省 ソーシャルメディア関連リンク集

●災害情報(過去の災害動画等)

http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/k00360/sagai-info/h29_7kouu/top.html

平成29年7月22日からの梅雨前線に伴う大雨に係る東北地方整備局の活動状況

※画像等を転用する場合は「提供：国土省TEC-FORCEによるドローン映像」と記載してください。

TEC-FORCEによる被災状況等関係資料 (高画質のみYouTubeへリンクしています)

8/7	【動画】	平成29年7月22日からの梅雨前線に伴う大雨による被災概要等 (ダイジェスト版)	低画質版はこちら
7/26	【写真】	関東地方整備局応援車両による道路清掃活動	
7/26 16:00頃	【動画】	北海道開発局応援車両による道路清掃活動映像 (高画質版・Youtube)	低画質版はこちら 撮影位置はこちら
7/26	【写真】	TEC-FORCEの活動状況	
7/26 11:00頃	【動画】	横手市(市) 二井山上湧きのUAV (ドローン) 撮影映像 (高画質版・Youtube)	低画質版はこちら 撮影位置はこちら
7/25 12:00頃	【動画】	大仙市塩田下深川地区の撮影映像 (高画質版・Youtube)	低画質版はこちら 撮影位置はこちら

http://www.thr.mlit.go.jp/Bumon/B00097/k00360/sagai-info/h29_8kouu/top.html

平成29年8月24日降雨に係る東北地方整備局の活動状況

※画像等を転用する場合は「提供：国土省TEC-FORCEによるドローン映像」と記載してください。

TEC-FORCEによる被災状況等関係資料 (高画質のみYouTubeへリンクしています)

8/25 17:30頃	【動画】	秋田市雄和新波地区のUAV (ドローン) 撮影映像 (高画質版・Youtube)	低画質版はこちら 撮影位置はこちら
8/25 11:00頃	【動画】	大仙市寺鎮大森地区のUAV (ドローン) 撮影映像 (高画質版・Youtube)	低画質版はこちら 撮影位置はこちら
8/25 9:00頃	【動画】	大仙市刈和野地区のUAV (ドローン) 撮影映像 (高画質版・Youtube)	低画質版はこちら 撮影位置はこちら
8/25 8:30頃	【動画】	大仙市寺鎮大森地区のUAV (ドローン) 撮影映像 (高画質版・Youtube)	低画質版はこちら 撮影位置はこちら